

# 船舶事故調査報告書

平成30年12月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	沈没
発生日時	平成30年7月16日 07時15分ごろ
発生場所	静岡県沼津市静浦港西方沖 静浦港馬込1号防波堤灯台から真方位188° 1,060m付近 (概位 北緯35°02.9' 東経138°52.6')
事故の概要	プレジャーボート <sup>おおにし</sup> 大西丸は、航行中、船内に浸水して沈没した。
事故調査の経過	平成30年7月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 大西丸、5トン未満 241-7796 静岡、個人所有 4.23m (Lr) × 1.37m × 0.56m、FRP ガソリン機関、11.0kW、昭和59年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年6月30日 免許証交付日 平成28年3月24日 (平成34年3月18日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	機関等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、そうだがつおを対象にした釣りの目的で、平成30年7月16日04時30分ごろ静浦港内の係留地を出港した。 船長は、後部甲板に置いた箱に腰を掛け、船外機のスロットルレバーを操作しながら前部甲板の同乗者が出した竿の反対舷に竿を出し、約8km/hの対地速力で、疑似餌が付いた仕掛けでひき縄釣りを始めた。 船長は、07時00分ごろ静浦港北西方沖で、南南東方に向けて釣りを続けていたとき、急激に後部甲板上に多量の海水が滞留するよう

	<p>になって転覆の危険を感じ、右舷方の浮防波堤の陸岸側に設けられていた養殖用の筏<sup>いかだ</sup>に移乗しようと思い、同筏に向かうこととした。</p> <p>船長は、丈夫に見えた浮防波堤寄りの筏に本船を着けるように操船し、同乗者が右舷船首側で本船のロープを筏に回しているとき、機関を中立運転としたのち、海中に浸かりながらも筏に乗り移った。</p> <p>同乗者は、本船が徐々に水船となり、南東方への潮の流れもあったので、耐えきれずにつかんでいたロープを放し、船首部に乗った状態で南東方へ流されるうち、本船から離れ、海上に浮いているところを付近にいたプレジャーボートに救助された。</p> <p>本船は、船長及び同乗者の釣具や携帯電話などを載せた状態で、07時15分ごろ船尾から沈没した。</p> <p>船長は、同乗者を救助したプレジャーボートに移乗し、浮いてきた物を回収してから、同乗者と共に静浦港に運ばれ、翌日、海上保安庁へ本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、沈没した地点の水深が深く、また、浮いてきた燃料タンクを回収し、油の流出も少ないと予想されたので、船長が漁業協同組合等と協議し、引き揚げを行わないこととされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の類似船、写真2 本船の類似船の後部甲板、写真3 本船の類似船左舷側の放水口 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、中央部の魚倉などの区画で前部と後部の甲板に分けられ、主に前後部の甲板下で浮力を確保し、後部甲板の右舷船尾側に放水口が1箇所設けられ、平成14年に船長が取得したのちは、法定の検査を受検し、平成29年6月12日に中間検査を受けていた。</p> <p>本船は、ふだん、船台に載せられて発航地付近の陸地に保管され、使用時、船台に載せられた状態でスロープを使って海上に浮かべられていた。</p> <p>船長は、本事故発生前の平成30年6月初旬に静岡県内浦湾内でのいか釣りに、また、7月3日及び14日にそうだがつおを対象とした釣りに本船を使用していた。</p> <p>船長は、7月3日に多くの流木がある中を帰港した際には船体に異変を感じていなかったものの、14日に約5時間ひき縄釣りをしてから帰港した際、後部甲板上にふだんよりも多くの海水が溜まっていると感じたが、船台で引き揚げたときに後部甲板上や舷側付近に亀裂などがなかったため、船底の状態などを確認しなかった。</p> <p>船長は、7月3日に出港した際に流木等と当たって本船の船底に亀裂等が生じ、後部甲板下に浸水する状態で航行中、徐々に浸水量が増え、船尾が下がって放水口からも浸水し、後部甲板上に多量の海水が滞留するようになり、更に燃料パイプ用の穴から船尾の燃料タンクを入れた船倉に浸水した可能性があるためと本事故後に思った。</p>

	<p>船長及び同乗者は、腰に巻く膨脹式の救命胴衣を着用しており、本事故当時、いずれも正常に作動した。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり 不明 なし</p> <p>本船は、静浦港北西方沖において、ひき縄釣りをを行いながら航行中、船内に浸水したことから、沈没したものと考えられる。</p> <p>本船は、流木に当たって船底に亀裂等が生じて後部甲板下に浸水した可能性があると考えられるが、引き揚げられていないことから、浸水の状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、静浦港北西方沖において、ひき縄釣りをを行いながら航行中、船内に浸水したため、沈没したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船体に異変を感じた場合は、十分に点検し、必要に応じて修理を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

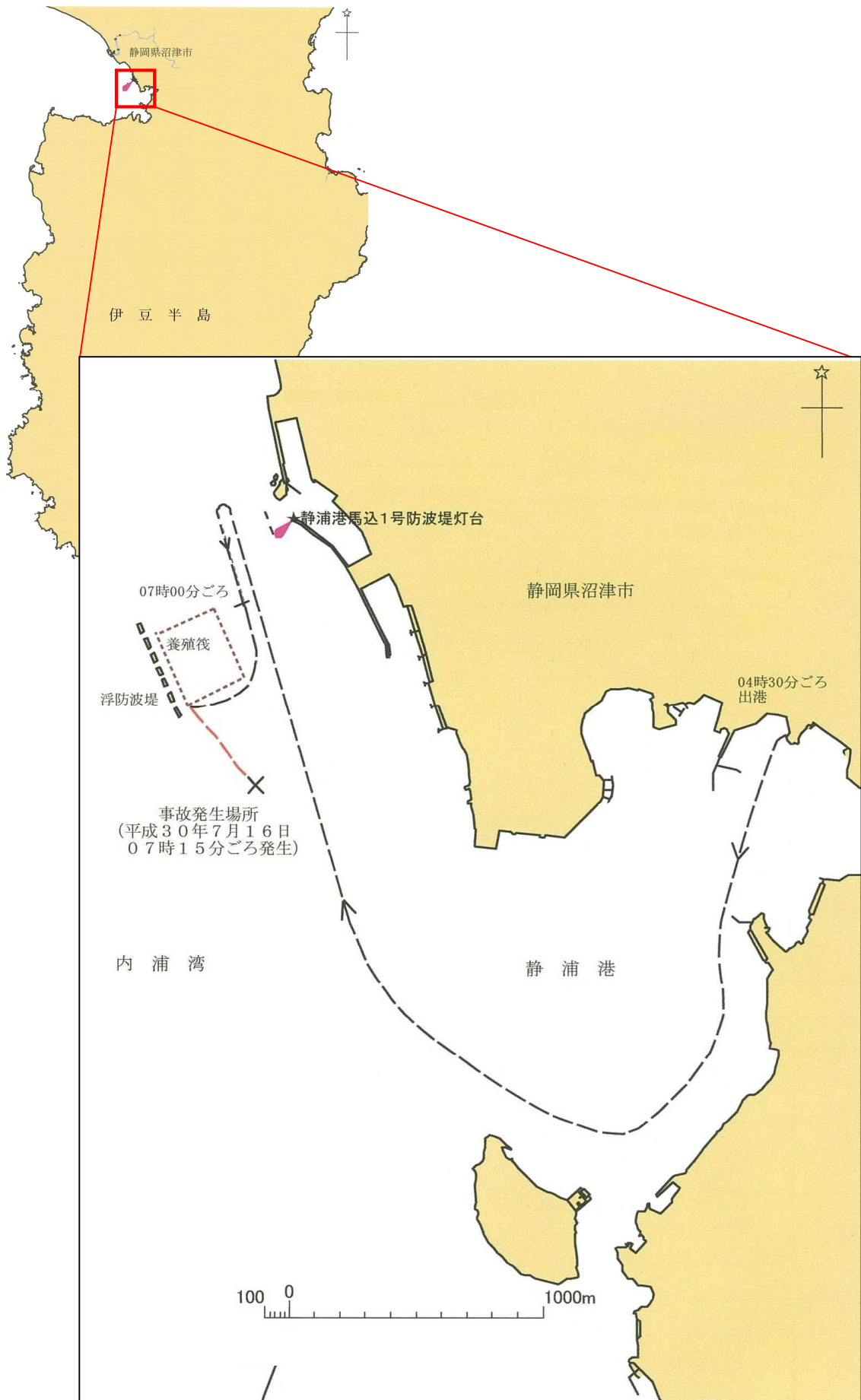


写真1 本船の類似船（本船よりも少し大型）



写真2 本船の類似船の後部甲板

バッテリーの入った船倉 燃料タンクの入った船倉 放水口の位置（左舷船尾角）



箱（本船船長が腰掛けていたのも同様の物） 燃料パイプ用の穴  
本船と類似船では、放水口の位置及び燃料タンク等を入れていた船尾の船倉が左右逆である。

写真3 本船の類似船左舷側の放水口（本船は右舷側）

